

事務連絡
平成 27 年 3 月 31 日

各都道府県・指定都市・中核市

子ども・子育て支援新制度担当部局 御中

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則及び関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令の公布について

平素より、子ども・子育て支援新制度の施行準備に御尽力・御協力をいただき大変ありがとうございます。明日 4 月 1 日より、子ども・子育て支援新制度が施行されることとなりますが、本日、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 27 年内閣府・文部科学省・厚生労働省第 1 号）」及び「関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令（平成 27 年内閣府令・総務省令・法務省令・外務省令・財務省令・文部科学省令・厚生労働省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令・環境省令・原子力規制委員会規則・防衛省令第 1 号）」を公布いたしました。

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利

用に関する法律施行規則」により、私立の幼保連携型認定こども園に係る就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 2 号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第 26 条の規定により準用する学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 28 条第 1 項の規定に基づく書面の保存、認定こども園法施行規則第 30 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく書面の作成並びに同令第 30 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づく書面の送付について、私立の幼稚園における書面の保存、作成及び送付と同様に、紙媒体ではなく電磁的記録によることが可能となります。その際には、本命令に規定する方法等による必要がありますので、御留意願います。

「関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令」により、「関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 16 年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 1 号）」別表が改正され、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 66 号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）関係法令を所管することとなる行政機関である「内閣府、文部科学省及び厚生労働省」が追加されることにより、認定こども園法関係法令について「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）」が適用されることとなることから、国立及び公立の幼稚園と同様に、国立及び公立の幼保連携型認定こども園における書面の保存、作成及び送付についても、紙媒体ではなく電磁的記録によることが可能となるとともに、認定こども園法に基づく申請等や処分通知等についても、紙媒体ではなく電磁的記録によることが可能となります。

各都道府県・指定都市・中核市の御担当者におかれましては、管内の関係者に御周知いただき、これらの命令に基づく措置が活用されるよう、御協力をお願いいたします。

[添付資料]

資料 1：「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情

報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の官報
資料 2 : 「関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の
技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する命令」の官報

【本件連絡先】

内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室

TEL : 03-6257-1468 (直通)

FAX : 03-3581-2521

E-mail : kodomokosodatel@cao.go.jp